

子どもたちにいきいきとした放課後を



糸満市放課後児童クラブ ガイドブック 〈令和6年度版〉

このガイドブックでは糸満市内の放課後児童クラブ（学童保育）について、詳しくご紹介します。

放課後児童クラブ（学童保育）ってどんなところ？

どんなふうに通っているの？

放課後児童支援員はどんなことをしているの？

放課後児童クラブに通わせたい！どうやって申し込むの？

令和5年11月
糸満市こども未来課

目次

○放課後児童クラブ（学童保育）ってどんなところ？	1
○どんなふうに通っているの？	2～3
○放課後児童支援員はどんなことをしているの？	4
○放課後児童クラブに通わせたい！どうやって申込むの？	5
○放課後児童クラブ Q&A	6
○糸満市放課後児童クラブ施設紹介	7～27
◎糸満市放課後児童クラブ一覧表	7

★いずみ児童クラブ	8	★糸満市真壁児童クラブ	18
★親田原児童クラブ	9	★ことり児童クラブ	19
★すぎの子児童クラブ	10	★ちくば学童クラブ	20
★浜川児童クラブ	11	★こめす児童クラブ	21
★西川児童クラブ	12	★はなはな児童クラブ	22
★にしざき学童クラブ	13	★あいわ児童クラブ	23
★ピノキオ児童クラブ	14	★かねぐすく児童クラブ	24
★はなかご児童クラブ	15	★糸満市兼城児童クラブれいんぼー	25
★よいこのいえ学童クラブ	16	★あはごん学童テラス	26
★よつば児童クラブ	17	★学童教室糸満・キャンパス	27
		★糸満市潮平児童クラブ	28

◎施設アクセスマップ	29～31
○資料	
糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	32～38

子ども・子育て支援新制度について

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して制定された、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）も「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられており、地域のニーズに応じた支援と、児童の健全育成を行っています。

<新制度における主な変更点>

- ・全学年の小学生が対象になりました。
- ・各クラブで、運営規程を定めることになりました。
- ・各クラブで、放課後児童支援員を置くことになりました。
- ・各クラブの面積に応じて定員を設定することが義務付けられました。

放課後児童クラブ（学童保育）ってどんなところ？

1. 放課後児童クラブ（学童保育）の役割

○親の願いから生まれた学童保育

子どもたちが、親のいない放課後や学校休業日に、「もし急に病気になったら・・・」「もし交通事故にあったら・・・」「火の始末は大丈夫かしら」といった安全面からの不安や、一人で過ごすのが子のさみしさや心細い思い、このまま「カギツ子」にしておいてよいのかという心配から親たちは学童保育を求めてきました。

学童保育には、共働きやひとり親家庭等の小学生の放課後（土曜日、春・夏・冬休み等の学校休業日は1日）の生活を継続的に保障し、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守るという役割があります。

わが子が学童保育に毎日通い、安心して仲間たちと生活しているという事実があっはじめて、親も安心して、働き続けることができます。

○子どもたちにとって、「家庭に代わる毎日の生活の場」であり、「心地よい居場所」です

学童保育は、子どもたちが放課後、学校から「ただいま」と帰ってくる日や学校がお休みの日に、「ホッ」とできて、落ち着ける「家」と同じところです。

子どもたちが“安全で安心してゆったりと過ごせるところ” “楽しみに帰ってこれるところ” “本当の自分が出せる、自分のままでいられるところ” そんな、子どもたちの“心地よい居場所”です。

2. 法制化されている学童保育

平成10年4月1日より、学童保育は法制化され「放課後児童健全育成事業」という名称で児童福祉法（法第6条の3第2項）と社会福祉法に位置づく事業となりました。

◆児童福祉法第6条の3第2項

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。



どんなふうに 過ごしているの？



1. 放課後児童クラブの生活

放課後児童クラブに通う子どもたちは、ランドセルを背負ったまま、我が家と同じように「ただいま〜！」と帰って来ます。学校がある日は放課後からの生活、学校がお休みの日は一日放課後児童クラブで思い思いに好きなことをして過ごします。

子どもたちは、年齢の異なる集団の中で『昼間のきょうだい』として過ごします。お互いに関わり合い、刺激し合い、影響しあう中で、いろんなことを知り、感じて成長していきます。

放課後児童支援員は、それを見守り、子どもたちが安心して生活できるよう努めています。

2. 放課後児童クラブは、こんなところです！

クラブへはどうやって行くの？

- ・学校からクラブまでは、みんなで向かいます。（送迎を行っているクラブもあります。）
- ・クラブでは、出席、欠席の日程を事前に確認しています。急な欠席や予定変更はきちんとクラブへ連絡しましょう。

職員は？

- ・お子さんの安定した生活と安全確保に十分に気を配り、学校での様子や、いつもと様子が違うな、という変化にも気付くことができます。
- ・職員は糸満市の研修を受講するとともに、様々な学習機会を設け、専門性を高めています。

おやつは？

- ・小学生の時期は体を作る大切な時期。だから、おやつ、捕食はとても重要です。また、食育の観点からも、みんなで楽しくおやつを食べることはとても大切です。
- ・アレルギーをお持ちのお子さんは必ず事前に職員にお知らせください。



遊びは？

- ・さまざまな遊びや体験を通じて子どもたちは成長します。遊びのプログラムや道具が無くても、自分達で色々な遊びを作り出す楽しみも重要な体験です。
- ・放課後児童クラブでは、毎日通うお子さんが多いので、家族のように仲良く過ごしています。

お迎えは？

- ・クラブによって終了時間が異なります。基本的に保護者の方に、クラブへお迎えに来ていただき、その日の様子をお伝えしています。
- ・子ども達が待っていますので、お迎えの時間は厳守するようお願いいたします。

3. 一日の生活の流れ

ある日の放課後の具体的例 ※ここでは、一例の紹介です。実際の活動内容等はそれぞれのクラブで異なります。

時間	おおまかな流れ	子どもたちの活動	支援員が気をつけていること
14:30	「ただいま」 出欠確認 宿題 遊び	ランドセルをロッカーにしまう うがい、手洗い、 宿題のある子は、宿題をする 好きなことをして遊ぶ 体を動かす遊び ごっこ遊び みんなで遊ぶ	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりに「おかえり」と声を掛けながら、健康状態・表情をよく見る 学校での様子をたっぶり聞く 宿題の本読みプリント・ドリル等わからないところへの援助をする 子どもたちの興味・関心、欲求を大切に 遊びに入れない子への配慮・援助 子ども同士の繋がりを援助する 道路への飛び出しなどに配慮 
15:30	おやつの準備 おやつ 遊び (塾や習い事に出かける子もいる)	遊んだ道具を片付け 手洗い、うがい 友達同士おしゃべりしながら楽しむ 食器やゴミの片付け それぞれ自分のやりたい事を楽しむ  塾や習い事に行く	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちとおやつの準備をする 全体へ連絡や注意事項などの確認 楽しい雰囲気工夫する (誕生日会の時は、特別メニュー等) 天候や子どもの意見も取り入れながら工夫する(買い物ごっこや、手作りおやつ、夕食とのかねあい、小食の子への配慮、アレルギー等の配慮) おやつ、食器の片付け 子どもひとりひとり居所を把握しておく 子どもたちの安全に気を配る ぶつかりやトラブルの対応と援助 出かける子どもの時間、行き先を把握する
17:00	掃除 遊び	自分で使ったおもちゃ道具を片付ける 帰りの会 紙芝居や読み聞かせ等 室内での遊び	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちと一緒に掃除をする ぞうきんや、掃除道具の使い方を援助する 道具の片付けと点検 明日の予定や連絡事項を確認する 配布物の確認 
18:00	「さようなら」	それぞれの方法で帰宅 (お迎え・歩き・バス)	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの顔を見ながら必ず言葉かけをし、明日に思いを繋げる
18:30	閉所		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの様子を保護者に伝える

放課後児童支援員はどんなことをしているの？

1. 放課後児童支援員の役割

○放課後児童支援員は、「発達援助専門職」

放課後児童支援員は親がわりとなって、非常にデリケートな心を持っている時期の子どもたちを、集団で毎日、安全で安心な生活を保障し、健やかな育ちを援助しています。専門的な知識も必要な「発達援助専門職」です。

お子さんの安定した生活と安全確保のため、いつも決まった放課後児童支援員がお子さんに接します。学校での様子や、いつもと様子が違うな、という変化にも気付くことができます。保護者の方からも、お子さんについて心配なこと、不安なことを遠慮なく伝えてください。

○働く親の子育てを応援するパートナー

働きながら子育てをすることには喜びもたくさんある反面、いろいろな悩みや不安で心が揺れ動くものです。親が安心して働き続けられるよう、放課後児童クラブでの子どもの様子を伝え、「一緒に子育てしていきましょう」と励まし、また、放課後児童クラブで出会った親同士が地域の「子育て仲間」となれるように、親と親との結びつきを援助しています。

2. 放課後児童支援員の仕事

○支援員の仕事は、子どもたちが毎日安心して過ごせる「生活づくり」

子どもたちは一人ひとり家庭も成育歴も個性も、そして年齢も違う子どもたちです。一人ひとりの違いや思いも受け止めながら、子どもたちと一緒に生活の中身を作っていくのが放課後児童支援員の仕事です。

放課後児童支援員の仕事

- 1) 子どもの健康管理・安全管理（一人ひとりの子どもの状況を把握する）
- 2) 一人ひとりの子どもの生活の援助（子どもの生活を、時間・空間の両面からとらえ、子どもの状況を把握しながら組み立てる）
- 3) 集団での安定した生活の援助
- 4) 遊びや活動、行事など生活全般を通しての生活の援助、働きかけ
- 5) 家庭との連携（子どもの状態把握、家庭との連絡・相談）
- 6) 学校との緊密な連携および地域の生活環境づくり



◆「放課後児童支援員」について

平成27年度より、放課後児童クラブの指導員の専門資格として、「放課後児童支援員」が創設されました。「放課後児童支援員」になるには、保育士、社会福祉士資格を持っている人や幼・小・中・高の教員免許を持っている人、高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事している人などが、都道府県知事が行う研修を修了することによりこの資格を取得することができます。

糸満市の放課後児童クラブにおいては、各クラブにおいて「放課後児童支援員」を2名以上（放課後児童支援員を除く1名以上は補助員でも可）配置することとなっています。



放課後児童クラブに通わせたい！ どうやって申込みの？

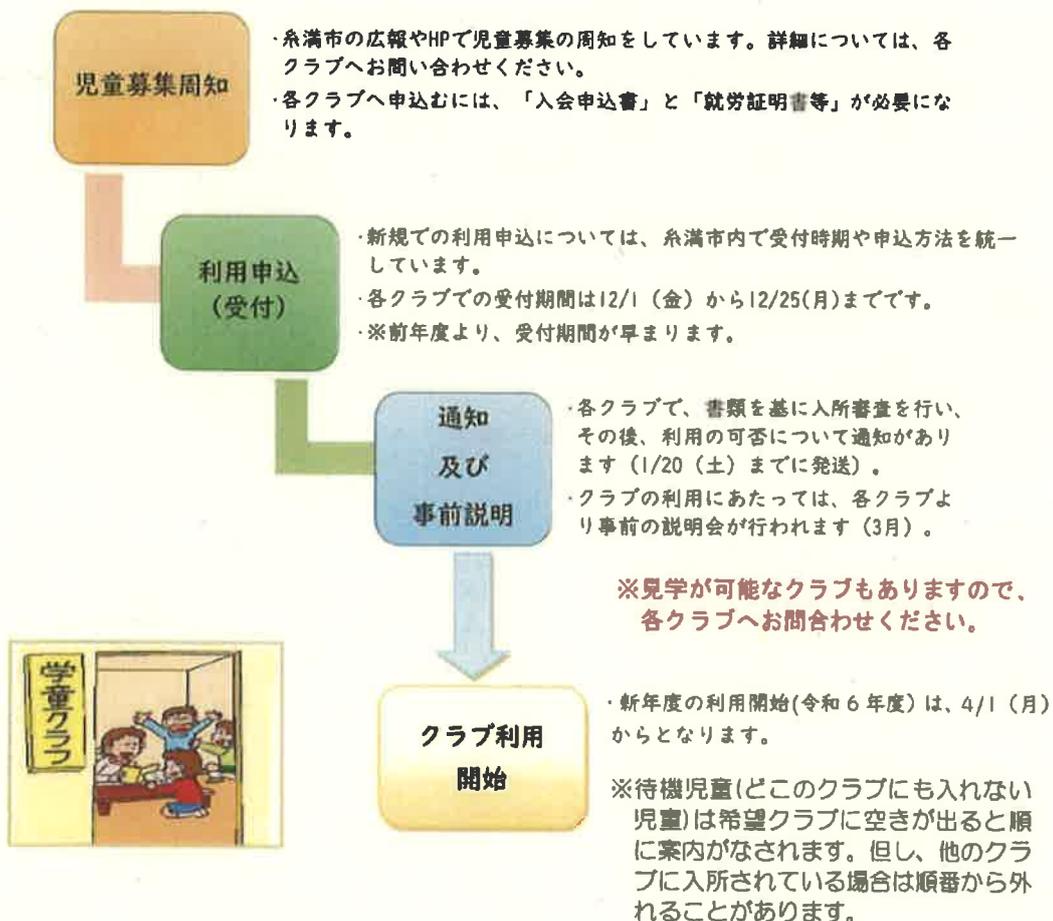
■対象児童

保護者の就労・疾病・その他の理由により、昼間家庭にいない小学1年生～6年生までの系満市内在住の児童。

■申込方法

- ①11月初旬・・・各クラブより、「入所申込書」、各種証明「就労証明書等」の配布
※系満市HPからも必要な書類がダウンロードできます(PDFファイル)。
- ②12月1日～12月25日・・・利用を希望する放課後児童クラブへ申込
※各クラブへ「入所申込書」「就労証明書等」を提出してください。

■クラブ利用までの大まかな流れ



放課後児童クラブ



Q & A

Q 「学童クラブ」と「放課後児童クラブ」の違いは？

A 基本的には同じですが、昔から呼ばれていたのが「学童保育」、「学童クラブ」という名称です。

平成 27 年度から国の省令、市の条例整備にともない「放課後児童クラブ」と呼ぶようになりました。さらに、勤務している職員は指導員から支援員という名称になり、「放課後児童支援員」という専門職になりました。

Q 夏休みや、特定の曜日だけの利用はできるの？

A 放課後児童クラブは、基本的に年間契約で毎日通うことが原則になります。

放課後児童クラブでは、仲間作りを通して子どもたちの成長発達を考えています。来るのが時々では、子ども自身慣れるのが大変であり、他の友達にも影響します。子どもの成長は、短期間では見ることはできません。最低でも 1 年くらいの長いスタンスで考えていただきたいと思います。

Q 病気やケガの時の対応は？

A 具合が悪くなったときには、様子をみながら静養室等で休ませます。

病院に連れて行ったほうがいいような場合は、保護者に連絡をとりながら対応しています。場合によっては、放課後児童支援員が病院に連れて行くこともあります。

Q 塾や習い事は大丈夫ですか？

A 基本的には保護者の方がお迎えにきてから習い事へ通っていただくことをお願いしています。もし児童が自分で通う場合は保護者の方とよく相談、約束をしてから通うようお願いいたします。

塾や習い事は申込時にお知らせください。また、塾や習い事の追加・変更がある際もお知らせください。

系満市放課後児童クラブ施設紹介



近くの放課後児童クラブの情報が知りたいのですが・・・

ここでは、系満市内の放課後児童クラブを紹介します。
 各クラブの詳しい情報については、8ページ以降に掲載しています。
 ※紹介している放課後児童クラブは、「放課後児童健全育成事業」の届出をしており、
 市が委託等をしている放課後児童健全育成事業所となります。

◆系満市放課後児童クラブ一覧

	施設名	住所	電話番号	校区
1	いずみ児童クラブ	系満市字真栄里 2041-3 みつる認定こども園隣り	992-1988	系満南小
2	親田原児童クラブ	系満市字系満 1732-2	996-5033	系満南小・系満小
3	すぎの子児童クラブ	系満市字系満 1518-1	996-4824	系満南小・系満小
4	浜川児童クラブ	系満市字潮平 774-1	992-2767	潮平小・兼城小
5	西川児童クラブ	系満市西崎 1-35-3	994-7908	西崎小
6	にしざき学童クラブ	系満市西崎 1丁目 96	992-4221	西崎小・系満南小
7	ピノキオ児童クラブ	系満市西崎町 3-361-1 2F	992-2284	光洋小・西崎小・系満南小
8	はなかご児童クラブ	系満市西崎町 3-91-1	995-4525	光洋小・西崎小
9	よいこのいえ学童クラブ	系満市字潮平 728	996-1091	潮平小・光洋小
10	よつば児童クラブ	系満市字賀数 61	995-0929	兼城小
11	系満市真壁児童クラブ	系満市字真壁 1932 番地 真壁こども園 2階	090-1344-3355	真壁小
12	ことり児童クラブ	系満市西崎 2-7-2 1階	080-3222-5102	西崎小
13	ちくば学童クラブ	系満市大里 741-14 ちくば認定こども園別館 2F	994-2179	高嶺小・兼城小・系満小
14	こめす児童クラブ	系満市字米須 632 系満市立米須小学校 1階	080-3980-2828	三和地区の小学校
15	はなはな児童クラブ	系満市西崎町 3-492	994-1980	光洋小・潮平小・兼城小
16	あいわ児童クラブ	系満市西崎 5-33-2	894-6675	西崎小
17	かねぐすく児童クラブ	系満市賀数 218 番地の 1	994-2625	兼城小
18	系満市兼城児童クラブ れいんぼー	系満市座波 311 番地	080-8479-5216	兼城小
19	あはごん学童テラス	系満市阿波根 751-7	852-3011	兼城小・潮平小・光洋小
20	学童教室系満・キャンパス	系満市字系満 1341-3	994-1622	系満小・系満南小
21	系満市潮平児童クラブ	系満市字潮平 650 系満市立潮平小学校隣接	996-1091	潮平小

※21.系満市潮平児童クラブは令和6年4月開所予定です。

社会福祉法人 大成福祉会

いずみ児童クラブ



〒901-0362 糸満市字真栄里 2041-3

電話・FAX：098-992-1988

■施設場所：みつる認定こども園隣り

【基本情報】 掲載データは 2023 年 11 月現在のものです

【育成支援方針】

受入校区	糸満南小学校
定員	40名
開所時間	月～金 12:00～19:00 土曜日 8:00～18:00 長期休暇 8:00～19:00
利用料金	利用料 12,000円/月（おやつ代その他込） ◎長期休暇等加算 8,000円/8月のみ ◎長期休暇おやつ代加算 1,000円/8月のみ。
閉所日 (お休み)	日曜・祝日、慰霊の日、 年末年始（12/29～1/3）、 旧盆（ウークイ）、新年度準備（3/30・31） 第3土曜日（職員研修のため）
加入保険	傷害保険・賠償責任保険（大同火災）
問合せ先	いずみ児童クラブ 電話：098-992-1988

いずみ児童クラブでは、異年齢・障がい児との関わりを通して、子どもたちが「遊びの世界」を広げ、活動の中で豊かな心・思いやりの心を学んでいく場です。また、みつる認定こども園との異年齢交流を計画し、充実を図っています。

主な行事	保護者参加行事
誕生会（月1回） サッカー教室（月1回） 市内学童交流会 夏休みの行事 お別れ会 クリスマス会	新年度説明会 夏休み前保護者会 講演会等 保護者交流会

【平日の過ごし方】

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

12:00	開所 宿題・室内遊び	8:00	開所・順次登所
16:00	おやつ（下校時間により多少の変動はあります） グループ活動（清掃等）	9:30	朝の会 ※9:30までに全員登所 学習&自由時間
16:30	自由タイム （勉強や・遊びの時間）	12:00	昼食
17:50	お片付け（降所準備）	13:00	リラックスタイム （食後はゆっくり過ごします・室内にて自由遊び）
19:00	お迎え 保育終了	15:00	おやつ
		15:30	自由遊び（室内外にて）
		17:00	お片付け（降所準備）
			お迎え （土）開所 （平日夏休み期間）閉所
		18:00	
		19:00	

【建物外観】



【活動の様子】



【クラブ設備】



一般社団法人 フェイト **親田原児童クラブ**

〒901-0361 糸満市字糸満 1732-2

電話：098-996-5033 FAX：098-995-8775

■施設場所：糸満高校裏門側



【基本情報】 掲載データは2023年11月現在のものです

受入校区	糸満南小学校・糸満小学校
定員	40名
開所時間	月～金 12:00～19:00 土曜日・長期休暇 8:00～18:00
利用料金	1～3年生 13,000円/月(おやつ代込) 4～6年生 12,000円/月(おやつ代込) ◎入会金 5,000円 ◎夏季休暇加算 5,000円/8月のみ
閉所日(お休み)	日曜日、祝祭日、懸雲の日、旧盆 年未年始(12/29～1/3) 第3土曜日(職員研修の為)
加入保険	傷害保険・損害賠償責任保険
問合せ先	親田原児童クラブ 電話：098-996-5033

【育成支援方針】

毎日の学童保育を「生活の場」として帰ってくる子供達だからこそ健康・安全に配慮することはもとより、子どもの言葉に耳を傾け、一人一人の中に「自分を受け止めてくれる支援員や仲間がいる」という安心が実感できる人間関係を作るよう努めます。

主な行事	保護者参加行事
お楽しみ会 工場見学 アイススケート 映画鑑賞会 工作作り 市営プール	オリエンテーション バーベキュー

【平日の過ごし方】

12:00	開所
15:00	お迎え
15:30	児童補所
	【宿題】
16:00	【おやつ】
16:20	～活動・遊び～
17:45	【片付け】
19:00	閉所

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

8:00	開所
9:00	【朝の会】 出席確認 【朝の学習】
10:30	～活動・遊び～
12:00	【昼食】
13:00	休憩
	～活動・遊び～
15:00	【おやつ】
17:00	【片付け】
18:00	閉所

【建物外観】



【活動の様子】



【クラブ設備】

トイレ	みんなのトイレ	手洗・鏡	洗濯機	台所	冷暖房	冷房	静養スペース
専用	なし	専用	専用	専用	専用	専用	共有
ロッカー	電話	FAX	パソコン	大人椅子	障害者情報装置	点字器	
専用	専用	専用	専用	なし	なし	専用	

すぎの子児童クラブ

〒90-0361 沖縄県糸満市字糸満 15181-1
 電話・FAX：098-996-4824



■施設場所：すぎの子保育園隣り

【基本情報】 掲載データは 2023 年 11 月現在のものです

【育成支援方針】

受入校区	糸満南・糸満小学校
定員	40 名
開所時間	月～金 12:00～19:00 第1・2・4・土曜日 7:30～16:00 長期休暇 7:30～19:00
利用料金	1 年生 14000 円/月 (おやつ・給食代込み) 2 年生 13000 円/月 (おやつ・給食代込み) 3 年生以上 12000 円/月 (おやつ・給食代込み) ◎長期休暇等加算 6000 円/夏休みのみ
閉所日(休み)	第3・5土曜日、 日曜日、祝日、懸霊の日、夏休み期間最終2日間 旧盆、年末年始、3/30.31 新年度準備 重大な災害(暴風警報発令時等)や感染症等による学校の臨時休校があった場合、その他休所を必要とする日
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険
問合せ先	すぎの子児童クラブ TEL：098-996-4824

放課後を有意義に過ごせるよう生活の場を提供し、子供達一人一人が毎日元気に、友達との遊び、学習を通して充実したクラブ生活ができるよう環境作りに配慮する。

主な行事

- ・クッキング ・水遊び
- ・遠足 ・お楽しみ会
- ・バーベキュー ・流しそうめん
- ・クリスマス会 ・鍋パーティー
- ・ハロウィンパーティー
- ・毎週金曜日のくじ引き
- ・マジックショー
- ・マラソン大会 等…

【平日の過ごし方】 【土曜・長期休暇等の過ごし方】 【建物外観】

12:00	開所	7:30	開所 順次来所 荷物の片づけ 自由遊び
15:00	服次場所 ・荷物かたずける ・靴履に取り組み	9:30	朝の会
16:30	おやつ	朝の活動・遊び	
17:30	話題を持った子から 自由に遊ぶ ・けん玉・レゴ・トランプ ・ぬりえ・お絵かき等… 片付け	12:00	昼食
18:00	園庭へ ・ドッチボール・野球 ・サッカー・砂遊び・竹馬 ・縄跳び・やっどこ 等…	14:00	休憩・自由遊び
19:00	お迎え 閉所	16:00	おやつ
		17:30	園庭 ・ドッチボール・野球 ・サッカー・砂遊び・竹馬 ・縄跳び・やっどこ 等…
		19:00	閉所



【活動の様子】



【クラブ設備】

トイレ	みんなのトイレ	手洗・湯	洗濯機	台所	冷暖房	通気	砂場スペース
専用	専用	専用	共用	専用	専用	専用	専用
ロッカー	電話	FAX	パソコン	大規模設備	非常通報装置	換気扇	
専用	専用	専用	専用	専用	専用	専用	

【基本情報】

掲載データは2023年11月現在のものです

【育成支援方針】

受入れ校区	潮平小学校・兼城小学校
開所時間	月～金 13:00～19:00 土曜日 7:00～18:00 長期休暇 7:00～19:00
利用料金	1～6年生 10,000円 おやつ代込み 18:00以降のおやつは代は別途300円徴収。 長期休暇加算 5,000円/8月のみ その他外出先にかかる費用等は別途徴収 防災訓練の費用として500円/4月徴収
定員	40名
閉所日 (お休み)	日曜日、国の定める祝日、慰霊の日(6/23)、 旧盆最終日(ウークイ)、年末年始(12/29 ～1/3)、重大な災害や感染症等により学校が 臨時休校の場合、その他休所を必要とする日 毎月第三土曜日は園内研修のため家庭保育の 協力をお願いしています。
加入保険	傷害保険、賠償責任保険、自動車保険
問合せ先	浜川こども園 TEL：098-992-2767

家庭的な雰囲気の中で、
子どもの自主性、主体性を大切に、
自由でのびのびした育成支援を行います。

主な行事	保護者参加行事
社会見学 プラネタリウム見学 レジャープール 自由研究 社会見学 ランチハイキング 避難訓練	入所説明会 浜川まつり プラネタリウム見学 戸外活動 (上記は希望により 保護者参加可)

【平日の過ごし方】

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

15:00	帰園	8:00	開所時間
	おやつ 巻席 自由遊び	9:00	朝の会
17:10	片付け	10:00	園外活動(公園、図書館)
17:15	紙芝居	12:20	昼食
17:30	園庭遊び		自由遊び
18:00	延長保育	15:10	おやつ 巻席 自由遊び
19:00	閉所時間	17:15	紙芝居
		17:30	園庭遊び
		18:00	延長保育
		19:00	閉所時間

【建物外観】



【活動の様子】



【クラブ設備】

トイレ	みんなのトイレ	車椅子用	洗濯機	録音機	点字機	点字機	点字機	点字機
専用	共用	専用	共用	共用	専用	専用	専用	専用
ロッカー	電話	FAX	パソコン	大気圧印刷機	非常通報装置	点字機	点字機	点字機
専用	共用	専用	専用	専用	専用	専用	専用	専用

西川児童クラブ

〒901-0305 沖縄県糸満市西崎1-35-3
 電話：098-994-7908 FAX：098-994-7930



■施設場所：西川保育園内

【基本情報】 掲載データは2023年11月現在のものです

受入校区	西崎小学校
定員	40名
開所時間	月～金 12:00～19:00 土曜日 9:00～18:00 長期休暇 8:00～19:00
利用料金	◎利用料 10,000円/月(おやつ代込み) ◎長期休暇等加算 5,000円/8月のみ ※その他外出先にかかる費用等は別途徴収 ※ひとり親家庭への保育料補助あり
閉所日(休み)	日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) 学童クラブが定める日
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険
問合せ先	西川保育園 TEL：098-994-7908

【育成支援方針】

保護者が就労している子どもたちに、温かく家庭的な居場所を用意し、心豊かな教育を施し、学習意欲の向上を目指す。

主な行事	保護者参加行事
<ul style="list-style-type: none"> 夏休み 制作、体験学習 社会見学 避難訓練 誕生会(毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション 社会見学(夏休み)

【平日の過ごし方】 【土曜・長期休暇等の過ごし方】

12:00	開所 ↓	8:00	開所
15:00	開所後順次おやつ 食糧 宿題を済ませた子は 活動・室内遊び		～活動・自由遊び～
	↓	12:30	昼食
17:00	学習室終了片付け・掃除	13:30	活動 (掃除・手伝い等) ～活動・遊び～
17:15	室内遊び終了・片付け 掃除	15:00	おやつ
18:00	保育終了 延長保育へ	18:00	活動・遊び
		19:00	保育終了 閉所
19:00	閉所		

【建物外観】



【活動の様子】



【クラブ設備】

トイレ	かんがのトイレ	手洗い場	洗濯機	台所	冷蔵庫	洗濯機	録音スペース
専用	なし	専用	共用	共用	共用	専用	専用
ロッカー	電話	FAX	パソコン	火災報知機	非常通報装置	消火器	
専用	共用	共用	専用	共用	共用	専用	

にしぎき学童クラブ



〒901-0325 沖縄県糸満市西崎 1 丁目 96

電話：098-992-4221 (開所時間外連絡先：098-851-8778 糸満ちくば第2こども園)

【基本情報】掲載データは2023年11月現在のものです

受入校区	西崎小学校・糸満南小学校
定員	40名
開所時間	月～金 13:30～19:00 土曜日・長期休暇 9:00～18:00
利用料金	◎利用料 11,000円/月(おやつ代込み) ◎長期休暇等加算 3・4・7月 2,000円 8月 4,000円
閉所日(休み)	日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) 毎月/第2土曜日・第3土曜日 (3月のみ第2土曜日・最終土曜日)
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険
問合せ先	ちくば福祉会 TEL:098-851-8778

【育成支援方針】

学校から「ただいま」と帰ってきたら、家庭で過ごすのと同様にくつろげる環境を大切にしています。当学童は、放課後を過ごす短い時間の中でも社会性や協同性、自尊心を育む事を大切に、宿題をすませて、おやつを食べ掃除をする等、基本的な生活習慣の確立を目指しています。

主な行事	保護者参加行事
<ul style="list-style-type: none"> 夏休みお楽しみ会 ハロウィン クリスマス会 	オリエンテーション (入所時に行う)

【平日の過ごし方】 【土曜・長期休暇等の過ごし方】

13:30	受入れ準備	8:00	開所
15:00	下校時間に合わせてお迎え ・おやつタイム ・宿題	10:00	・自由遊び ・宿題タイム ・朝の会
16:20	・片付け・清掃	12:00	(昼食) ・片付け・清掃
16:40	・室内遊び ・戸外遊び	13:30	・宿題・室内遊び
18:00	・片づけ 保育終了	15:30	・おやつタイム・片づけ ・戸外あそび 保育終了
19:00	閉所	18:00	閉所

【建物外観】



【活動の様子】



【クラブ設備】



一般社団法人ながれ星

ピノキオ児童クラブ

民設
民営

〒901-0306 糸満市西崎町3丁目361-1 2階

電話・FAX：098-992-2284 携帯 080-6498-7965

【基本情報】 掲載データは2023年11月現在のものです

受入校区	光洋小学校・西崎小学校・糸満南小学校
定員	40名
開所時間	月～金 12:00～19:00 土曜日 8:00～18:00 長期休暇 8:00～19:00
利用料金	利用料 12,110円/月（おやつ代込） ◎長期休暇加算 7・3月 1,000円 8月 4,000円 ※食事代・行事費は別途徴収 ◎兄弟割引、その他の減免あり
閉所日（お休み）	日曜日、祝祭日、第4・5土曜日、旧盆、旧正月、年末年始、3/30・31
加入保険	傷害保険、賠償保険
問合せ先	上記の連絡先と同じ

【育成支援方針】

家庭的な雰囲気の中で、子どもの自主性・主体性を尊重する。

子ども達が自由でのびのびと放課後を過ごせるようにする。

主な行事

誕生会（毎月）
遠足（夏休み）
クリスマス会
夏祭り
ハロウィーンパーティー

保護者参加行事

今のところなし

【平日の過ごし方】

14:45	1年生お迎え
15:00	児童帰所（1年生～） おやつ 帰所した友だちと一緒に おやつを食べる。 宿題
17:00	片付け 遊び（外遊び） 清掃
19:00	保育終了 閉所

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

8:00	開所 活動・遊び
10:00	朝の会 宿題
12:00	昼食 活動・遊び
15:00	おやつ・清掃 遊び（外遊び）
18:00	片付け
19:00	保育終了 閉所

【建物外観】



【活動の様子】



【クラブ設備】



はなかが児童クラブ

〒901-0306 糸満市西崎町 3-91-1

電話：098-995-4525 FAX：098-992-0551

■施設場所：はなかが保育園内



【基本情報】 掲載データは 2023 年 11 月現在のものです

【育成支援方針】

受入校区	光洋小学校・西崎小学校
定員	30名
開所時間	平日(月～金) 14:00～18:00、 延長保育 18:00～19:00 土・学校休業日 9:00～18:00
利用料金	利用料 12,110円/月(引落とし手数料込) 延長保育料 6:00～6:30 250円(おやつ代込) 6:30～7:00 200円
閉所日(お休み)	土曜日は月2回開所、日祝祭日、慰霊の日(6/23)、年末年始(12/29～1/3)、年度末準備期間(3/30・31)
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険
問合せ先	はなかが保育園：098-995-4525

<ul style="list-style-type: none"> ・共に育つ ・よく食べよく遊びよく学ぶ 	
保護者参加行事	主な行事
春の遠足 夏休み社会見学 運動会 クリスマス会	春の遠足 運動会

【平日の過ごし方】

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

【建物外観】

14:30	1年生お迎え	9:00	開所 園庭遊び ・着替え、帽子を持参
15:00	児童帰所(1年生～)	9:30	朝の集まり ・9:30までには全児童登所
15:30	おやつ・宿題 帰所次第、おやつを食べて宿題をする。 ～遊び～	10:00	朝の学習 ・学習用具は毎日持参 ～活動・遊び～
17:30	片付け	12:00	園食・清掃 ・ランチバイキング、係活動
18:00	保育終了	13:30	休憩タイム (お昼寝・横になる) ～活動・遊び～
19:00	延長保育終了 閉所	15:00	おやつ・清掃
		17:30	片付け
		18:00	保育終了 閉所



【活動の様子】



【クラブ設備】

トイレ	みんなのトイレ	手洗い場	洗濯機	台所	冷蔵庫	冷房	静養スペース
共用	なし	共用	共用	共用	共用	共用	共用
ロッカー	電話	FAX	パソコン	火災報知機	非常通報装置	消火器	
専用	専用	共用	専用	共用	共用	共用	



一般社団法人 若潮会

よいこのいえ学童クラブ

民設
民営

〒901-0302 系満市字潮平 728 電話・FAX 098-996-1091

【基本情報】 掲載データは2023年11月現在のものです。

受入校区	潮平小学校、光洋小学校
定員	76名（第一、第二）
開所時間	月～金 13:00～19:00 土曜日 8:00～17:00 長期休暇 8:00～19:00
利用料金	◎利用料 12,000円（おやつ代込み） 兄弟割引 3,000円 ※上のお子さんから割引します ◎長期休暇等加算 （3・4・7月）2,000円 （ 8月 ）5,000円
閉所日 （お休み）	日曜、祝日、年末年始、慰霊の日、 第5土曜日、新年度準備（3/30、31） 夏休み期間最終2日間、 <u>重大な災害（暴風警報発令時等）や感染症等による学校の臨時休校があった場合、その他休所を必要とする日</u>
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険
問合せ先	よいこのいえ学童クラブ TEL 098-996-1091

【育成支援方針】

学童を「もうひとつの家」と考え、子どもたちが心温まる雰囲気の中で、友達や支援員と生活を共にし、伸び伸びと安心安全に過ごせる環境づくりに努めます。

子どもたち一人ひとりの主体性・個性を尊重し、たくさんの遊びを通して創造力やコミュニケーション能力を高めていくよう支援していきます。

主な行事

- ・お誕生日会
- ・社会見学
- ・おやつ作り
- ・水遊び
- ・遠足
- ・ネギ植え収穫
- ・标榜ツバ イツ
- ・老人ホーム慰問
- ・夏まつり
- ・バーベキュー

【建物外観】



【活動の様子】



【平日の過ごし方】

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

14:45	帰所 ↓ 宿題	8:00	開所 宿題 ↓ 室内自由遊び
16:00	おやつ ↓ 室内自由遊び	10:00	↓ 集会（出席点呼、絵本の読み聞かせ、手遊び） ↓ 外遊び
19:00	↓ 外遊び ↓ 閉所	13:00	↓ 昼食 ↓ お着替え ↓ 室内休息タイム
		15:00	↓ おやつ ↓ 室内ゲーム ↓ 外遊び ↓ 閉所
		17:00	

【クラブ設備】



一般社団法人クローバー よつば児童クラブ



〒901-0313 糸満市賀数 61 番地

電話：098-995-0929 FAX：098-995-6027

【基本情報】 掲載データは 2023 年 11 月現在のものです

受入校区	兼城小学校
定員	40 名
開所時間	月～金 12:00～19:00 土曜日 7:30～18:00 長期休暇 7:30～19:00
利用料金	◎利用料 11,000 円/月 (おやつ代込み) ◎春休み加算 4 月 2,000 円 夏休み加算 7 月 2,000 円 8 月 5,000 円 ※食事代は別途徴収となります
閉所日(休み)	日曜日、祝祭日、慰霊の日、旧盆ウークイ日、 年末年始(12/29～1/3)
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険、自動車保険
問合せ先	TEL：098-995-0929

【育成支援方針】

- ・異年齢の交流を通して思いやりの心が芽生える
- ・心身ともにたくましく過ごす
- ・自ら考え、意欲的に楽しく過ごす

主な行事

- ・遠足
- ・社会見学(夏休み)
- ・ハロウィン
- ・クリスマス会

保護者参加行事

- ・検討中

【平日の過ごし方】

12:00	開所 児童の受入れ準備	7:30	開所 ～自由遊び～
15:00	児童お迎え(1年生～順次)	9:30	朝の会 出席点呼、1日の流れ説明
15:30	おやつ(帰ってきた児童から 順次おやつを食べる) 学習時間	10:00	遊び・活動
16:30	順次お迎えが来るまで 遊びや活動を楽しむ	12:00	片付け・掃除
18:15	片付け	12:30	昼食
19:00	保育終了 閉所	13:00	片付け・掃除
		13:45	リラックスタイム
		15:00	おやつ・学習時間
		16:30	自由遊び
		17:30	片付け
		18:00	保育終了(土曜日) 閉所
		19:00	保育終了(長期休暇) 閉所

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

【建物外観】



【活動の様子】



【クラブ設備】



一般社団法人たつたつ

糸満市真壁児童クラブ

*糸満市より指定管理を受け、「一般社団法人たつたつ」が運営

公設
民営

〒901-0336 糸満市真壁 1932 番地 真壁こども園 2 階

電話：090-1344-3355 FAX：なし



【基本情報】 掲載データは 2023 年 11 月現在のもので

受入校区	真壁小学校
定員	40名
開所時間	月～金 12:00～19:30 土曜日 8:00～18:00 長期休暇 8:00～19:00
利用料金	利用料 10,500 円/月 (おやつ代込) ◎夏休み (7月/2,000 円、 8月/3,000 円加算あり) おでかけ等の行事の実費徴収あり ◎ひとり親家庭への保育料補助あり
閉所日 (お休み)	日曜日、国の定める祝祭日、 慰霊の日、旧盆最終日、 年末年始 (12/29～1/3)、 第5土曜日 (職員研修のため) 年度最後の土曜日 (新年度準備のため)
加入保険	傷害保険、損害賠償保険、
問合せ先	糸満市真壁児童クラブ TEL：090-1344-3355

【育成支援方針】

- ・子どもが幸せになれるように、最善の利益を保障します。
- ・子ども一人ひとりが尊重され、安心して通える居場所づくりを行います。
- ・子どもが将来、自信をもって社会に出られるように支援します。
- ・子どもが五感を使いながら、生きた知識を身につけるための環境や活動を提供します。

主な行事

- *遠足
- *染物の日
- *十八番大会
- *ハロウィン地域巡り
- *遊び大会
- *塗り絵コンテスト

保護者参加行事

- *子育て講座
- *クリスマス会
- *山登り
- *夏休み報告会
- *流しソーラ
- *あらいものたし

【平日の過ごし方】

12:00	児童受入準備	8:00	開所
15:00	下校時間 宿題タイム ★カード会議	9:00	朝の会 ・9:00 迄に全児童来所 ～活動・遊び①②～
16:30	おやつ ～自由遊び～ *公園 *運動場	12:00	昼食
18:00	室内で読み聞かせ 片付け・お迎え準備	12:30	休憩タイム (静かな遊び、DVD)
19:30	閉所	14:00	宿題タイム (一斉)
		15:30	おやつ グループ掃除 ～活動・遊び③～
		16:00	
		18:00	残りの宿題タイム
		19:00	閉所

【長期休暇等の過ごし方】

【建物外観】



【活動の様子】



2022年度 一般社団法人たつたつ 糸満市真壁児童クラブ 記念写真 (2023.10.19)

【クラブ設備】



一般社団法人たつたつ

ことり児童クラブ

〒901-0305 糸満市西崎2-7-2 1階
電話：080-3222-5102 (クラブ専用携帯) FAX：なし



【基本情報】 掲載データは2023年11月現在のものです

【育成支援方針】

受入校区	西崎小学校
定員	40名
開所時間	月～金 12:00～19:30 土曜日 8:00～18:00 長期休暇 8:00～19:00
利用料金	利用料 12,000円/月 (おやつ代込み) ◎夏休み (7月/2,000円, 8月 3,000円加算あり) お出かけ等の行事の実費徴収あり ◎ひとり親家庭への保育料補助あり
閉所日 (お休み)	日曜日、国の定める祝祭日 慰霊の日、旧盆最終日 年末年始(12/29～1/3) 第5土曜日 (職員研修のため) 年度最後の土曜日 (新年度準備の為)
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険
問合せ先	ことり児童クラブ 専用携帯 080-3222-5102

- ・子どもが幸せになれるように、最善の利益を保証します。
- ・子ども一人ひとりが尊重され、安心して通える居場所づくりを行います。
- ・子どもが将来、自信をもって社会に出られるように支援します。
- ・子どもが五感を使いながら、生きた知識を身につけるための環境や活動を提供します。
- ・子どもと地域を繋ぐ役割を担います。

主な行事	保護者参加行事
夏休みのお出かけ (遠足・野外炊飯 等) 子ども主催の遊び大会 クリスマス会	保護者会 (夕食会) 親子キャンプ

【平日の過ごし方】

【長期休暇等の過ごし方】

【建物外観】

12:00	児童受入準備	8:00	開所
15:00	下校時間 宿題タイム	9:00	朝の会 ・9:00 迄に全児童来所 ～活動・遊び①②～
16:30	★カード会議 おやつ ～自由遊び～ *公園 *運動場	12:00	昼食
18:00	室内で読み聞かせ 片付け・お迎え準備	12:30	休憩タイム (静かな遊び、DVD)
19:30	閉所	14:00	宿題タイム (一言)
		15:30	おやつ グループ掃除
		16:00	～活動・遊び③～
		18:00	残りの宿題タイム
		19:00	閉所



【活動の様子】



2022年度 一般社団法人たつたつ ことり児童クラブ 保護者会 2023.10.10



【クラブ設備】

トイレ	かんがいのしる	手洗い場	洗濯機	音 音	洗濯機	洗濯	静電スペース
専用	なし	専用	専用	専用	専用	専用	専用
ロッカー	電話	FAX	パソコン	火災検知器	非常通報装置	消火器	
専用	専用	なし	専用	専用	なし	専用	

ちくば学童クラブ

民設
民営

〒901-0325 沖縄県糸満市字大里 741-14

電話：098-994-2179 FAX：098-996-2178

■施設場所：ちくば認定こども園別館2

【基本情報】 掲載データは2023年11月現在のものです

【育成支援方針】

受入校区	高嶺小学校・兼城小学校・糸満小学校
定員	79名
開所時間	月～金 11:00～19:00 土曜日・長期休暇 8:00～18:00
利用料金	◎利用料 11,000円/月（おやつ代込み） ◎長期休暇等加算 3・4・7月 2,000円 8月 4,000円
閉所日(休み)	日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) 毎月/第2土曜日・第3土曜日 (3月のみ第3土曜日・最終土曜日)
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険
問合せ先	ちくば福祉会 TEL：098-994-2179

学校から「ただいま」と帰ってきたら、家庭で過ごすのと同様に過ごす環境を大切にしています。当学屋は、放課後を過ごす短い時間の中でも社会性や協同性、自尊心を育む事を大切にし、宿題をすませて、おやつを食べ掃除をする等、基本的な生活習慣の確立を目指しています。

主な行事	保護者参加行事
<ul style="list-style-type: none"> 夏休みお楽しみ会 ハロウィン クリスマス会 	<p>オリエンテーション (入所時に行う)</p>

【平日の過ごし方】

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

【建物外観】

11:00	受入れ準備	8:00	開所
15:00	下校時刻に合わせてお迎え ・おやつタイム ・宿題	10:00	・自由遊び ・宿題タイム ・朝の会
16:20	・片付け・清掃	12:00	(昼食) ・片づけ・清掃
16:40	・室内遊び	13:30	・宿題・室内遊び
18:00	・片づけ 保育終了	15:30	・おやつタイム・片づけ ・戸外あそび 保育終了
19:00	閉所	18:00	閉所



【活動の様子】



【クラブ設備】

専用	専用	専用	共有	共有	共有	専用	共有
共有	共有	専用	共有	専用	共有	専用	

一般社団法人たっくたっく

*糸満市より指定管理を受け、
「一般社団法人たっくたっく」が運営

公設
民営

こめす児童クラブ

〒901-0335 沖縄県糸満市米須 632 米須小学校 2階

電話：080-3980-2828 (クラブ専用携帯) FAX：なし



【基本情報】掲載データは2023年11月現在のものです

【育成支援方針】

受入校区	三和地区の小学校
定員	64名
開所時間	月～金 12:00～19:30 土曜日 8:00～18:00 長期休暇 8:00～19:00
利用料金	利用料 10,500円/月 (おやつ代込み) ◎夏休み (7月/2,000円, 8月 3,000円加算あり) お出かけ等の行事の実費徴収あり ◎ひとり親家庭への保育料補助あり
閉所日 (お休み)	日曜日、国の定める祝祭日 慰霊の日、旧盆最終日 年末年始(12/29～1/3) 第5土曜日 (職員研修のため) 年度最後の土曜日 (新年度準備の為)
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険、自動車保険
問合せ先	こめす児童クラブ 専用携帯 080-3980-2828

- ・子どもが幸せになれるように、最善の利益を保証します。
- ・子ども一人ひとりが尊重され、安心して通える居場所づくりを行います。
- ・子どもが将来、自信をもって社会に出られるように支援します。
- ・子どもが五感を使いながら、生きた知識を身につけるための環境や活動を提供します。
- ・子どもと地域を繋ぐ役割を担います。

主な行事	保護者参加行事
*遠足	*子育て講座
*染物の日	*刈り入れ
*十八番大会	*山登り
*10ヶ月地域巡り	*夏休み報告会
*遊び大会	*流しソーラ

【平日の過ごし方】

【長期休暇の過ごし方】

12:00	児童受入準備	8:00	開所
15:00	下校時間 宿題タイム	9:00	朝の会 ・9:00 塩に全児童来所 ～活動・遊び①②～
	★カード会議	12:00	昼食
16:30	おやつ ～自由遊び～ *公園 *運動場	12:30	休憩タイム (静かな遊び、DVD)
18:00	室内で読み聞かせ 片付け・お迎え準備	14:00	宿題タイム (一斉)
		15:30	おやつ グループ掃除
		16:00	～活動・遊び③～
		18:00	残りの宿題タイム
19:30	閉所	19:00	閉所

【建物外観】



【活動の様子】



2022年度 一般社団法人たっくたっく こめす児童クラブ 記念写真 2024.03.17



【クラブ設備】

トイレ	多目的室	手洗室	洗濯機	お風呂	冷暖房	炊飯	録音スペース
専用	なし	専用	専用	なし	専用	専用	専用
ロッカー	電話	FAX	パソコン	児童相談課	専任連絡設置	消火器	
専用	専用	なし	専用	専用	なし	専用	

はなはな児童クラブ

〒901-0306 糸満市西崎町 3-492
電話・FAX：098-994-1980



【基本情報】掲載データは2023年11月現在のものです

受入校区	光洋小学校・潮平小学校・兼城小学校
定員	40名
開所時間	月～金 12:00～19:00 土曜日 8:00～18:00 長期休暇 8:00～19:00
利用料金	利用料 12,000円/月おやつ代込 ◎兄弟割引 1,000円 ◎夏休み加算 4,000円 ※食事代は別途徴収
閉所日(休み)	第5土曜日、日曜日、祝祭日、慰霊の日 旧盆、年末年始、3/30・31
加入保険	障害保険、賠償保険
問合せ先	上記の連絡先と同じ

【育成支援方針】

・明るく、たくましく、よく遊び、
・よく学ぶ、心豊かなかしこい子

主な行事

お誕生会
社会見学
水遊び
ハロウィン
クリスマス会

【平日の過ごし方】

15:00	1年生お迎え
15:15	児童集所(1年生～) おやつ・昼飯 集所次第、おやつを食べて宿 屋をする。
	～遊び～
17:00	外遊び(公園)
18:00	清掃 片付け
19:00	保育終了 閉所

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

8:00	開所 朝の学習 ・学習用具は毎日持参 朝の会
10:00	～活動・遊び～
12:00	昼食
13:00	休憩タイム(お昼寝・ゴロゴロ)
	～活動・遊び～
15:00	おやつ・清掃
	外遊び(公園)
18:00	清掃 片付け
19:00	保育終了 閉所

※土曜日は18:00閉所

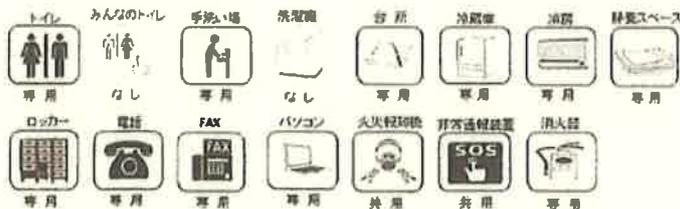
【建物外観】



【活動の様子】



【クラブ設備】



あいわ児童クラブ



〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町5-33-2

電話：098-894-6675 FAX：098-992-0277 ■施設場所：あいわこども園内

【基本情報】掲載データは2023年11月現在のものです

受入校区	西崎小学校
定員	26名
開所時間	月～金 12:00～19:00 土曜日 9:00～18:00 長期休暇 8:00～19:00
利用料金	◎利用料 10,000円/月(おやつ代込み) ◎長期休暇等加算 5,000円/8月のみ ※その他外出先にかかる費用等は別途徴収 ※ひとり親家庭への保育料補助あり
閉所日(休み)	日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) 児童クラブが定める日
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険
問合せ先	あいわこども園 TEL：098-894-6675

【育成支援方針】

保護者が就労している子どもたちに、温かく家庭的な居場所を用意し、心豊かな教育を施し、学習意欲の向上を目指す。

主な行事	保護者参加行事
<ul style="list-style-type: none"> 夏休み 制作、体験学習 社会見学 避難訓練 誕生会(毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> オリエンテーション 社会見学(夏休み)

【平日の過ごし方】

12:00	帰所 ↓	8:00	開所
15:00	帰所後順次おやつ 宿題 宿題を済ませた子は 活動・室内遊び	9:00	朝の会 ～活動・自由遊び～
	↓	12:30	昼食
16:40	活動終了・片付け	13:30	活動 (掃除・手洗い等) ～活動・遊び～
16:50	帰りの会・掃除	15:00	おやつ 活動・遊び
17:00	園庭あそび	18:00	保育終了 延長保育へ
18:00	保育終了 延長保育へ	19:00	閉所
19:00	閉所		

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

【建物外観】



【活動の様子】



【クラブ設備】

上化	みんなのトイレ	手洗い機	洗濯機	台所	冷蔵庫	炊飯器	静電スペース
専用	なし	専用	共用	共用	共用	専用	専用
ロッカー	電話	FAX	パソコン	大気圧機械	非常通報装置	消火器	
専用	共用	共用	専用	共用	共用	専用	



かねぐすく児童クラブ

〒901-0313 沖縄県糸満市賀数218番地の1
電話：098-994-2625 FAX：098-994-5501



■施設場所：新島こども園内

【基本情報】掲載データは2023年11月現在のものです

【育成支援方針】

受入校区	兼城小学校
定員	20名
開所時間	月～金 12:00～19:00 土曜日 8:00～18:00 長期休暇 7:30～19:00
利用料金	◎利用料 11,000円/月(おやつ代込み) ◎長期休暇等加算 5,000円/夏休み 2,000円/冬・春休み
閉所日(休み)	日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) 毎月第3土曜、旧盆最終日 新年度準備期間(3月30日・31日)
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険
問合せ先	新島こども園 TEL：098-994-2625

- ・生命を大切にし、健康な心と体を育てる環境の整備。
- ・一人ひとりと集団全体の生活が豊かになるように配慮する。
- ・様々な生活体験を通して得た知識を子ども自身の興味につなぐ。
- ・保護者と子ども、放課後児童支援員が共に育ちあう。

【主な行事】

- ・誕生会(毎月)
- ・川遊び
- ・新島まつり
- ・遠足の散策3～9km(長期休暇)
- ・クリスマス会

【平日の過ごし方】

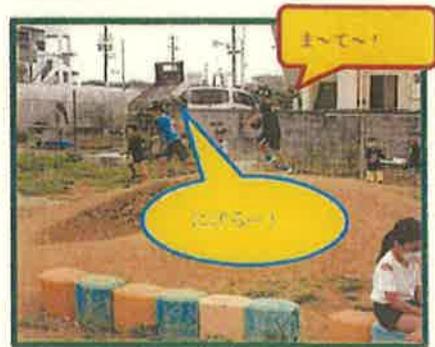
【土曜・長期休暇等の過ごし方】

【建物外観】

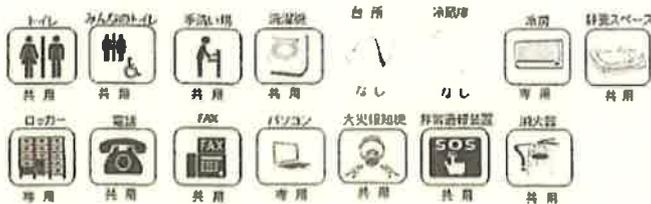
14:30	登所 宿題⇒おやつ 状況によって順序が換わる	7:30	開所 勉強⇒遊び 学習用具は毎日持参
16:00	遊び 室内あそび 戸外あそび 自由に過ごす	10:00	朝の会 自由活動 ・10:00までには全児童登所
17:30	片付け 部屋へ移動 お迎えを待ちながら独自の運動遊びを楽しむ	12:00	食事 ・弁当持参または給食注文 室内・戸外で活動
18:30	保育終了	15:00	おやつ・清掃 室内・戸外で活動
19:00	閉所	17:00	片付け お迎えを待ちながら独自の運動遊びを楽しむ
		18:00	保育終了
		19:00	閉所



【活動の様子】



※土曜日と長期休暇の開所時間については上記の【基本情報】をご確認ください。
【クラブ設備】



糸満市兼城児童クラブ れいんぼー

〒901-0314 糸満市座波 311 番地
電話：080-8479-5216

公設
民営

※糸満市より指定管理を受け、(一社)クローバーが運営しています。

【基本情報】 掲載データは2023年11月現在のものです

受入校区	兼城小学校
定員	40名
開所時間	月～金 12:00～19:00 土曜日 7:30～18:00 長期休暇 7:30～19:00
利用料金	◎利用料 9,900円/月(おやつ代込み) ◎春休み加算 4月(2,000円) 夏休み加算 7月(2,000円) 8月(5,000円) ※食事は別途徴収となります
開所日(休み)	日曜日、祝祭日、慰霊の日、旧盆ウークイ日、 年末年始(12/29～1/3)
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険、自動車保険
問合せ先	TEL：080-8479-5216

【育成支援方針】

- ・異年齢の交流を通して思いやりの心が芽生える
- ・心身ともにたくましく過ごす
- ・自ら考え、意欲的に楽しく過ごす

主な行事

- ・遠足
- ・社会見学(夏休み)
- ・ハロウィン
- ・クリスマス会

保護者参加行事

検討中

【平日の過ごし方】

12:00	開所 児童の受入れ準備	7:30	開所 ～自由遊び～
15:00	児童お迎え(1年生～順次)	9:30	朝の会 出席点呼、1日の流れ説明
15:30	おやつ(帰ってきた児童から 順次おやつを食べる) 学習時間	10:00	遊び・活動
16:30	順次お迎えが来るまで 遊びや活動を楽しむ	12:00	片付け・掃除
18:15	片付け	12:30	昼食
19:00	保育終了 開所	13:00	片付け・掃除
		13:45	リラックスタイム
		15:00	おやつ・学習時間
		16:30	自由遊び
		17:30	片付け
		18:00	保育終了(土曜日) 開所
		19:00	保育終了(長期休暇) 開所

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

【建物外観】



【活動の様子】



【クラブ設備】





あはごん学童テラス

〒901-0301 沖縄県糸満市阿波根 751-7



民設
民営

【基本情報】 掲載データは 2023 年 11 月現在のものです

【育成支援方針】

受入校区	兼城小学校、潮平小学校、光洋小学校
定員	30名 (調整中)
開所時間	月～金:12:00～19:00 土曜日:7:30～18:00 長期休暇 7:30～19:00
利用料金	◎基本利用料:11,000 円/月 (おやつ代込み) 土曜日も利用する方は 12,000 円/月 (食事、おやつ代込み) となります。 ◎長期休暇等加算:3,4,7 月、3,000 円/8 月、6,000 円 (食事、おやつ代込み)
開所日(休み)	日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3) 第二・四土曜日
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険
問合せ先	あはごん保育園 TEL:098-852-3011

多様な価値観の中でお互いを認め合い、子どもの主体性が育つ物的・人的環境をデザインし、誰もが安心して子育てができるコミュニティの拠点となる環境づくりを通して地域の児童福祉へ貢献します。

主な行事

- ・親睦会
- ・平和学習
- ・園外活動
- ・水遊び
- ・ハロウィン
- ・クリスマス会
- ・書初め大会
- ・クッキング
- ・お楽しみ会
- ・英会話

※定員人数の変更予定あり

【平日の過ごし方】

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

14:30～	授業終了～下校 お迎え	7:30	開所
15:00	～休憩タイム・室内遊び～		朝の学習 ・学習用具は毎日持参
15:30～	おやつ	10:00	朝の集まり
16:00	休憩タイム・学習支援		～活動・遊び～
	※おやつ・息題が済んだら 自由に過ごす ※室内や園庭遊び	12:30	昼食
17:00	片付け・掃除 お迎え	14:00	休憩タイム(静かな遊び)
19:00	保育終了 開所	15:00	～活動・遊び～
		15:30	おやつ・清掃
			休憩タイム・自由な遊び
		17:00	片付け・掃除・お迎え
		18:00	保育終了 閉所

【建物外観】



【活動の様子】



【クラブ設備】



学童教室糸満・キャンパス



〒901-0361 糸満市字糸満 1341-3 電話 098-994-1622 FAX 098-994-1623

【基本情報】 掲載データは 2023 年 11 月現在のものです。

受入校区	糸満小学校 糸満南小学校
定員	31 名
開所時間	月～金 12:00～19:00 土曜日 7:00～19:00 長期休暇 7:00～19:00
利用料金	◎利用料 14,000 円 (おやつ代込み) ◎長期休暇等加算 夏休み) 7 月: 2,500 円 8 月: 7,500 円 冬休み) 12 月: 2,000 円 1 月: 2,000 円 春休み) 3 月: 2,000 円 4 月: 2,000 円
閉所日 (お休み)	日曜、祝日、年末年始、旧盆 <u>重大な災害(暴風警報発令時等)や感染症等による学校の臨時休校があった場合、その他休所を必要とする日</u>
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険
問合せ先	学童教室糸満・キャンパス TEL 098-994-1622

【育成支援方針】

学校の宿題など「すべて終わらせて帰宅」を目標とし「早く宿題しなさい！」という家庭での会話を無くし「今日はどんなことがあったの？」といった親子のコミュニケーション時間を増やしてもらおうこと・・・それが学童教室糸満・キャンパスの目標です。
元氣なスタッフが、やる気の芽を育て、未来へ羽ばたく子ども達の可能性を全力で応援いたします！

主な行事

- ・宿泊合宿
- ・お誕生会
- ・ボーリング
- ・白バイ見学
- ・クリスマス会
- ・タイルクラフト
- ・おやつ作り
- ・水遊び
- ・夏祭り
- ・バドミントン教室
- ・アイススケート
- ・お別れ遠足

【平日の過ごし方】

14:45	帰所 宿題	7:00	歸所 室内自由遊び
16:00	おやつ 室内自由遊び 外遊び 片づけ・お迎え準備	9:00	出欠点呼
19:00	閉所	10:00	宿題・学習 読書
		12:00	昼食・休憩タイム
		13:00	活動
		16:00	おやつ 自由遊び
		17:00	片づけ・お迎え準備
		19:00	閉所

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

【活動の様子】



【クラブ設備】

トイレ 専用	車いすのトイレ なし	手洗い場 専用	洗濯機 専用	台所 専用	冷蔵庫 専用	洗剤 専用	寝具スペース 専用
ロッカー 専用	電話 専用	FAX 専用	パソコン 専用	火災報知機 なし	非常通報装置 なし	消火器 専用	

一般社団法人 若潮会

糸満市潮平児童クラブ

※令和6年4月開所予定のため、申込は「よいこのいえ学童クラブ」へ提出をお願いします。



〒901-0302 糸満市字潮平 650 (潮平小学校隣接) 電話・FAX 098-996-1091 (よいこのいえ学童クラブ)

【基本情報】

掲載データは2023年11月現在のものです。

受入校区	潮平小学校
定員	80名
開所時間	月～金 13:00～19:00 土曜日 8:00～17:00 長期休暇 8:00～19:00
利用料金	◎利用料 10,000円 (おやつ代込み) 兄弟割引 3,000円 ※上のお子さんから割引します ◎長期休暇等加算 (3・4・7月) 2,000円 (8月) 5,000円
閉所日 (お休み)	日曜、祝日、年末年始、慰霊の日、 第5土曜日、新年度準備(3/30、31) 夏休み期間最終2日間、重大な災害(暴風 警報発令時等)や感染症等による学校の臨時 休校があった場合、その他休所を必要とする日
加入保険	傷害保険、損害賠償責任保険
問合せ先	よいこのいえ学童クラブ TEL 098-996-1091

【育成支援方針】

学童を「もうひとつの家」と考え、子どもたちが心温まる雰囲気の中で、友達や支援員と生活を共にし、伸び伸びと安心安全に過ごせる環境づくりに努めます。

子どもたち一人ひとりの主体性・個性を尊重し、たくさんの遊びを通して創造力やコミュニケーション能力を高めていくよう支援していきます。

主な行事

- ・お誕生日会
- ・社会見学
- ・おやつ作り
- ・水遊び
- ・遠足
- ・ネギ植え収穫
- ・お祭りイベント
- ・老人ホーム慰問
- ・夏まつり
- ・バーベキュー

【建物外観】



【活動の様子】



【平日の過ごし方】

【土曜・長期休暇等の過ごし方】

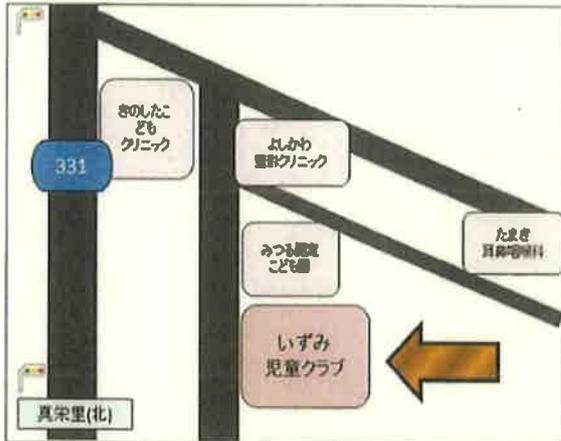
14:45	帰所 ↓ お話し	8:00	開所 お話し ↓ 室内自由遊び
16:00	おやつ ↓ 室内自由遊び ↓ 外遊び	10:00	集会(出席点呼、絵本の読み聞かせ、手遊び) ↓ 外遊び
19:00	閉所	13:00	昼食 ↓ お替り ↓ 室内休憩タイム
		15:00	おやつ ↓ 室内ゲーム ↓ 外遊び
		17:00	閉所

【クラブ設備】

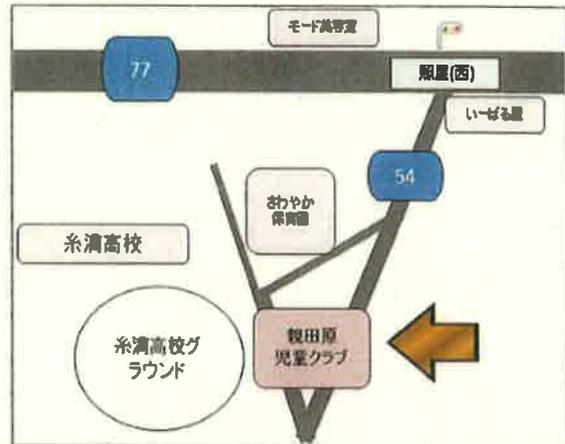


施設アクセスマップ

●いずみ児童クラブ



●親田原児童クラブ



●すぎのこ児童クラブ



●浜川児童クラブ



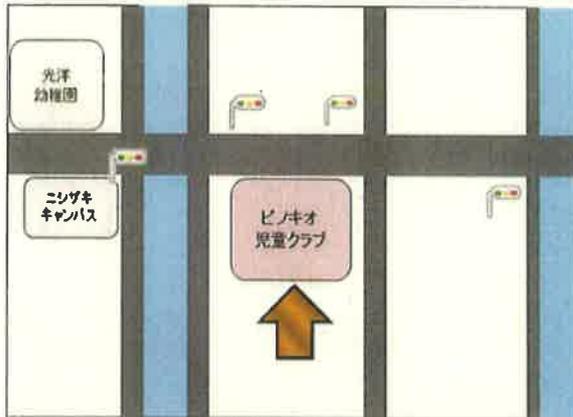
●西川児童クラブ



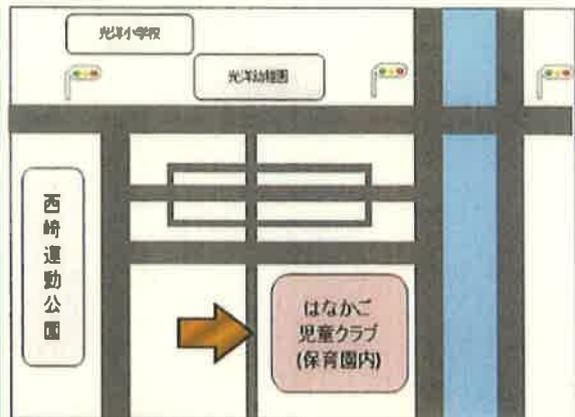
●にしざき学童クラブ



●ピノキオ児童クラブ



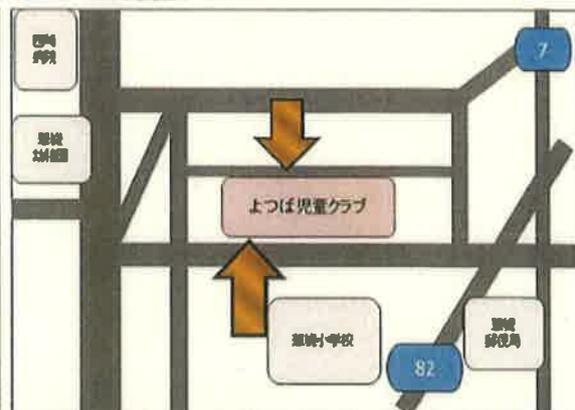
●はなかご児童クラブ



●よいこのいえ学童クラブ



●よつば児童クラブ



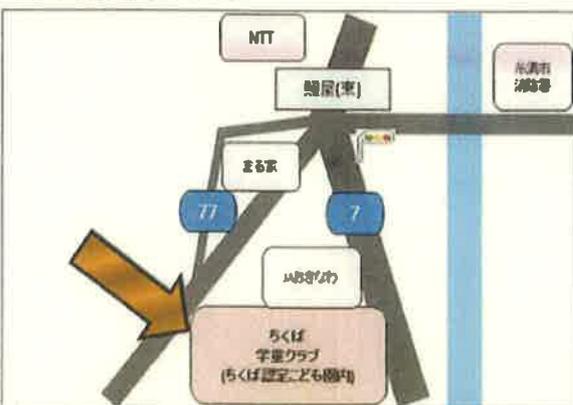
●糸満市真壁児童クラブ



●ことり児童クラブ



●ちくば学童クラブ



●こめす児童クラブ



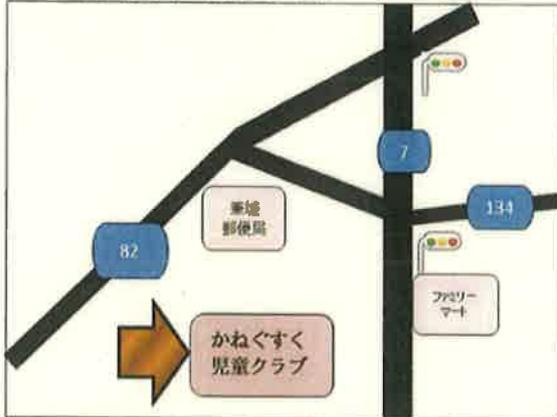
●はなはな児童クラブ



●あいわ児童クラブ



●かねぐすく児童クラブ



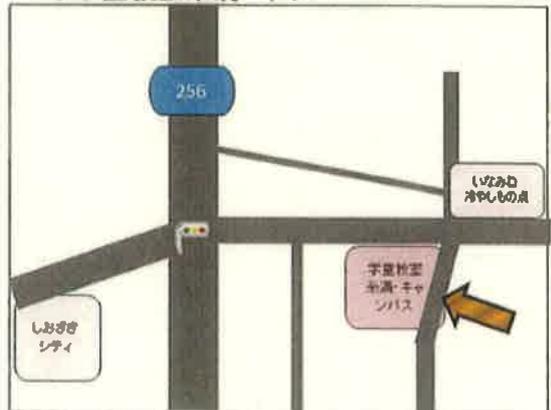
●糸満市兼城児童クラブれいんぼー



●あはごん学童テラス



●学童教室糸満・キャンパス



●糸満市潮平児童クラブ



○資料

○糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 12 月 25 日

条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業(法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(設備運営基準の目的)

第 2 条 この条例で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第 3 条 市長は、糸満市子ども・子育て会議(糸満市附属機関設置に関する条例(平成 7 年糸満市条例第 25 号)別表に記載されている糸満市子ども・子育て会議をいう。)の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(設備運営基準と放課後児童健全育成事業)

第 4 条 放課後児童健全育成事業者は、設備運営基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営している放課後児童健全育成事業者においては、設備運営基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第 5 条 放課後児童健全育成事業者は、当該放課後児童健全育成事業における責任者を置かななければならない。

2 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 6 放課後児童健全育成事業を行う場所は(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
- 7 放課後児童健全育成事業者は、来所・帰宅時の安全確保のために、地域の関係機関や団体等と連携した見守り活動の実施等に取り組むよう努めなければならない。
- 8 放課後児童健全育成事業者は、次のいずれかに該当しない者でなければならない。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
 - (3) 前2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。(安全計画の策定等)

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し、県、NPO法人及びその他のものが実施する研修を受けるよう努めなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。
- 3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

- 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。
- 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第6項の規定により沖縄県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格し、かつ、同条第8項において準用する法第18条の18第1項の登録を受けた国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者及びその職員は、法第33条の10各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、遅滞なく市長に通告し、当該児童の状況の把握及び保護を図るための適切な措置を講じるため、必要な協力をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による通告を受けたときは、当該通告をした者が不利益な取扱いを受けることがないように留意しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) 第 16 条に規定する秘密保持等に関する事項
- (12) 地域との連携等に関する事項
- (13) その他事業の運営に関する重要事項
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第 15 条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、市長が別で定める期間保存しなければならない。

(秘密保持等)

第 16 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 17 条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第 18 条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 8 時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1 日につき 3 時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1 年につき 250 日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第 19 条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第 20 条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第 21 条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、前項の規定に速やかに対応するため、賠償責任保険に加入し、当該保険の加入を証する書類の写しを市に提出しなければならない。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 24 年法律第 67 号)の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和 7 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

(設備の基準に関する経過措置)

第 3 条 この条例の施行の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、第 9 条第 2 項の規定の適用については、同項中「でなければならない」とあるのは、「とするよう努めなければならない」とする。

(糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の糸満市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

附 則(平成 27 年 12 月 22 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 28 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 12 月 27 日条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 6 月 25 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 31 年 3 月 25 日条例第 10 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日条例第 11 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 22 日条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日条例第 13 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

上記条例は令和 5 年 11 月 1 日時点

糸満市放課後児童クラブガイドブック

令和5年11月

糸満市こども未来課

作成：NPO法人沖縄県学童・保育支援センター
(糸満市放課後児童クラブ巡回支援事業受託団体)

糸満市内放課後児童クラブ施設一覧

